

前橋市個人情報保護審査会運営要領

平成10年 4月 2日前橋市情報公開審査会決定

改正 令和 3年11月〇〇日

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市個人情報保護審査会規則(平成10年前橋市規則第10号)第5条の規定に基づき前橋市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の原則)

第2条 審査会は、前橋市個人情報保護条例(平成9年前橋市条例第46号。以下「条例」という。)第23条の規定により**審査庁**から諮問(議会にあっては意見の聴取。以下同じ。)を受けたときは、速やかに答申(議会にあっては意見を提出)するよう努めるものとする。

(審査の手續)

第3条 審査会は、条例**第20条第1項若しくは第2項**又は第21条第1項の規定により実施機関が決定した自己情報の提出を求めるものとする。

2 審査会は、**諮問**があったときは、**審査請求人**に対し、**条例第23条第2項に規定する弁明書**の写しを送付し、相当の期間を定めて、**弁明書に対する反論**を記載した書面(以下「**反論書**」という。)の提出を求めるものとする。

3 審査会は、**反論書**の提出があったときは、実施機関に対し、その写しを送付するものとする。

(第三者からの意見の聴取)

第4条 審査会は、条例**第20条第1項若しくは第2項又は第21条第1項の規定による決定のあった自己情報**に、個人、法人等又は国等(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記載されているときは、必要に応じ、口頭又は書面により当該第三者から意見を聴取するものとする。

(意見等の聴取)

第5条 審査会は、**審査請求人**、実施機関の職員その他の関係者(以下「**審査請求人等**」という。)から、審査会に出席して意見又は説明を述べることの申出があったときは、その機会を与えることができる。

(補佐人)

第6条 審査会は、**審査請求人等**が条例第24条第7項の規定による意見又は説明を述べるに当たって、補佐人の**付き添い**を申し出たときは、これを認めることができる。

(意見等の陳述者の数)

第7条 審査会に出席して意見又は説明を述べることができる者の数は、5人以内とする。ただし、審査会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(議事録の作成)

第8条 審査会の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記した要点筆記とする。

2 議事録は、会議に出席した委員（以下「出席委員」という。）の承認を得て、会長及び会長が指定する出席委員1人が署名する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月 日から施行する。